



## 「学校における児童虐待対応1」

(終了後配付資料)

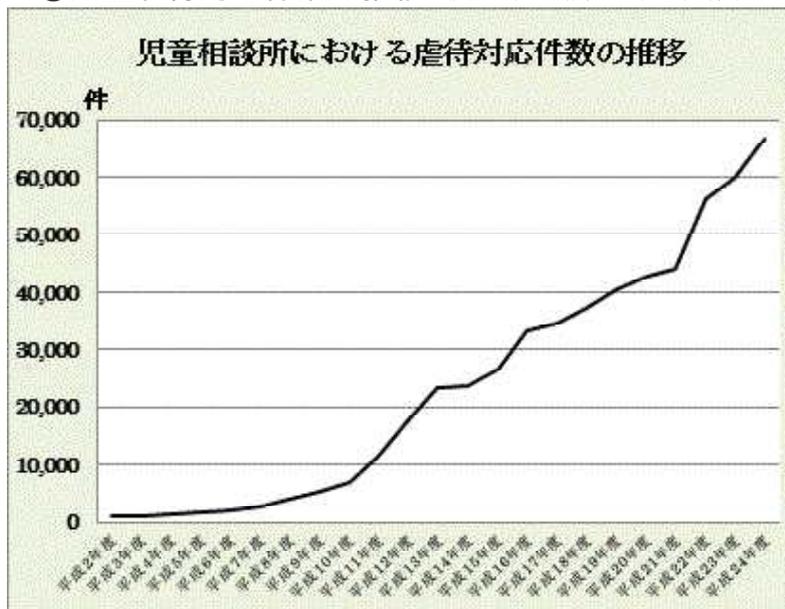
研修会参加、お疲れ様でした。児童虐待については、戦前や戦後直後を除いて、わが国で統計を取り始めたのは平成2年度（1990年度）からですので、まだ20数年の歴史しかありません。また「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行されたのは、統計を取り始めてから10年後の平成12年（2000年）です。この間、児童虐待の通告件数はうなぎ登りに急増していますが、児童虐待対策は、まだまだ確立しているとは言えず、日本の社会は、試行錯誤しながら取り組みを強めてきているというのが率直な現状です。そのため、児童虐待に直接対応する児童相談所や市町村だけでなく、広く社会全体がこの問題に関心を向け、それぞれがそれぞれの部署でできることを粘り強く行うことが必要だと考えています。

さて、以下では、本日紹介した内容について、研修を振り返る際の材料となるよう、いくつかの資料等を載せてみました。ただし、研修で紹介したもの全てを載せてはいません。逆に、研修では説明できなかったものも含まれているかも知れませんが、それらも含めて参考にしていただければ幸いです。

子どもの虹情報研修センター 川崎 二三彦

### 【1】児童虐待の現状

#### ①児童虐待対応件数の推移（児童相談所の対応件数）



児童相談所における児童虐待対応件数については、統計を取り始めてから一度として減少に転じたことはなく、一貫して増加を続けています。増加傾向の特に著しかった時期は、講演中のスライドでも示しましたように、「児童虐待」が社会的にも大きな関心と呼んだ時期と重なっています。

なお、平成17年度からは、市町村も児童虐待に対応することが法律上明確化されました。実は市町村の対応件数は、当初

から児童相談所のそれを上回っています。ただし、両者が協力して対応しているものも少なくな

いため、児童相談所と市町村の件数を足したものが、わが国の児童虐待件数ではない点には、注意が必要です。

## ②児童虐待は実際に増加しているのか

児童虐待は家庭内の密室で行われることが圧倒的に多いという特徴から、実際の発生件数を実証的に示すことはできません。とはいえ、多くの方が、虐待そのものが増えていると実感しています。以下では、この点についての総務省の評価を掲載しておきます。

### ○総務省（2012）「児童虐待の防止等に関する政策評価書」（15～16p）

#### ア 児童虐待の発生状況

このように虐待対応件数が増加している要因については、 i) 当省の意識等調査結果において、図表3-(1)-②のとおり、児童福祉司の81.1%及び市町村担当者の80.1%が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、図表3-(1)-③のとおり、「児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度が上昇したため、児童虐待の通告が増えているから」とするものが、児童福祉司の回答では50.9%と最も多く、市町村担当者の回答でも31.0%と二番目に多くなっており、関係者等において虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等へ通告するという意識が高くなっている面があると考えられること ii) 当省の意識等調査結果において、図表3-(1)-②のとおり、児童福祉司の81.1%及び市町村担当者の80.1%が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、図表3-(1)-③のとおり、「児童虐待の発生要因が増えたため、児童虐待を行う保護者が増えているから」とするものが、市町村担当者の回答では57.8%と最も多く、児童福祉司の回答でも40.3%と二番目に多くなっており、児童虐待自体が増えている面があると考えられること iii) 当省が開催した有識者研究会においても、親の孤立が進み、イライラしている親が増えているとのアンケート調査結果があることや、小・中学校の教員から被虐待児童が増えているとの意見が聞かれることなどから、通告するという意識が高くなっていることに加え、実証データはないものの、実感として児童虐待自体も増えているとの意見があったことから、関係者、近隣住民等の認知度・理解度の上昇によって、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることの両方の側面があるものと捉えることができる。 (下線筆者、以下同じ)

## 【2】児童虐待とは何か

児童虐待には4つの種類があると規定されていますが、ここでは、保護者による「人権侵害」という側面に視点を当てて、児童虐待の防止等に関する法律の関連部分を載せます。

### ○人権侵害としての児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育

成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## ○保護者の行為と規定されている児童虐待

**児童虐待の防止等に関する法律第2条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 【3】児童虐待防止に向けた取り組み—要保護児童対策地域協議会

平成23年4月1日現在、法律で定められた要保護児童対策地域協議会は全国で98%設置されています。したがって、現在のわが国の虐待対応は、要保護児童対策地域協議会を活用して取り組むことが標準とされていると聞いていいかと思います。

学校等で、児童虐待が疑われる子どもを発見し、通告した場合には、大多数の事例が「要保護児童対策地域協議会」を活用することになるので、この協議会について知っておくことは大切です。

とはいえ、協議会が法定化されたのは平成16年改正児童福祉法によってであり、平成17年4月の施行からまだ10年足らずの歴史しかありません。協議会の運営には難しさもあり、今後、さらに工夫を凝らし、経験を積み重ねていく必要があると考えられます。

以下では、「要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアル」(厚労省)から協議会の意義を整理してまとめている部分を引用してみました。

### (1)「要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアル」から(協議会の意義)

○地域協議会が設置され、機能することによって、次のような変化が期待される。

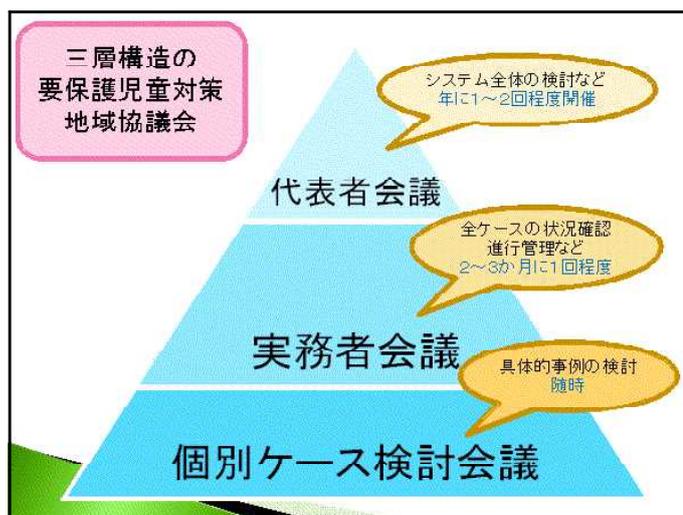
#### (1) 早期発見・早期対応

- ・子育て支援にかかわる機関連携が向上することで、学齢期前(新生児・乳児期・幼児期)など早期の段階での児童虐待の発見が増える。

- ・子どもの安全への認識が深まり、予防的対応がとりやすくなる。

- ・地域協議会に関する事務を総括する「要保護児童対策調整機関」（以下「調整機関」という。）に児童虐待等の情報が集約されるため、関係機関の連携した対応がスムーズになるとともに、ケースのたらい回しや放置がなくなる。

- ・関係者が定期的に顔を合わせることでお互いの機能を知り、「気になるレベル」でケースを紹介しあうことで、虐待が深刻化する前に関係者間で対応が図られる。



## (2) 関係機関の連携

- ・関係機関のメンバー同士が顔見知りになり、相互理解が図られることで、ケースの押し付け合いがなくなり、役割分担を決めつつ、協力しながら支援を行うことができる。
- ・関係機関が連携することで、「『別の機関に紹介したから大丈夫、相手機関が動いているはず』など、思い込みや期待で安心し、事実を確認しないまま結局どの機関もかかわっていなかった」といった事態を防ぐことができる。
- ・同じ事例を複数の機関が個別に対応していたのでは、情報の共有や連携を図りながらの対応は難しい。しかし、各機関は、子どもの安全を願う目的が同じであるため、地域協議会を通じてつながりが強化され、連携の取れた対応を図ることができる。
- ・関係機関が集まって情報交換することで、多方面からの情報を基に、多角的・総合的にケースの理解や援助方針が検討できるようになり、適切な支援が可能となる。
- ・他の機関と連携することで子どもや家庭の状況の把握や理解が深まり、援助の質をあげることができる。
- ・子どもが施設に入所中であっても、地域の関係機関に児童相談所から情報を伝えることで、帰省中の見守りが行われたり、家庭引き取りに向けての地域の体制づくりや家族への援助を行うことができる。

## (3) 担当者の意識変化

- ・担当者一人だけがケースを抱え込むという危険性や過重な負担が生じるといったことがなくなり、関係する機関全体で問題を共有することができるようになる。
- ・他の機関と協働して同じケースにかかわることで担当者の不安や孤立感が減り、「仲間」としての連帯感が生じる。
- ・児童虐待等の要保護児童に対する認識が高まり、児童虐待等への対応の温度差がなくなり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなる。
- ・地域協議会の実務者会議等のメンバーは、多様なケースとその対応を検討することによって能力が高まり、それぞれの所属機関においての虐待対応の指導的役割を担う意識が生まれ、各機関における児童虐待への対応力が高まる。
- ・援助を行うケースが多くなると、経験の積み重ねや各機関の役割がわかり、相談への対応力が

向上する。

- ・長期的な支援が必要なケースについて、以前は児童相談所での対応や施設入所等での解決を望むことが多かったが、関係機関が連携して対応することにより、地域（市町村）レベルで支援可能なケースが増加する。

#### 【4】児童虐待防止に向けた取り組み－発見と通告

児童虐待防止法制定前後のもっとも大きな問題の一つは、密室に隠れている虐待をどのように発見し、通告するかということでした。そこで法律は、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」に虐待の早期発見の努力義務を課しました。また、その後の法改正では、通告の対象を「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」にまで広げ、なおかつ早期発見の努力義務を、上記の者に限らず、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体」にも拡大したのでした。

このような中で、通告対応件数は急増していますが、他方では、虐待として通告されることもなく死亡してしまう子どもも多く（厚労省の検証報告によれば、死亡事例の8割以上は通告もされないまま死亡に至っている）、必ずしも適切に通告がなされているとは限りません。

そこで以下では、繰り返しになる点も承知の上で、こうした発見と通告にかかるいくつかの通知などをご紹介します。

##### ○児童虐待の早期発見等

###### 児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

##### ○児童虐待に係る通告

児童虐待の防止等に関する法律第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

上記で、「速やかに」とされている箇所の下線を引きました。児童福祉法にも、要保護児童を発見した場合の通告義務規定がありますが（第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない）、ほぼ同文のこちらには「速やかに」という表現はありません。児童虐待問題への対応の留意点が、こんなところにも示されています。

#### 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）

平成16年8月13日 文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長

##### 4. 児童虐待の早期発見等（法第5条関係）

現行法において児童虐待の早期発見に関する努力義務が課されている学校の教職員その他児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校その他児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされたこと。

なお、学校及び学校の教職員等については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないとされたこと。

また、幼稚園、小学校等の学校や児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないとされたこと。

##### 5. 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

児童虐待の早期発見を図るため、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されたこと。

これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである

#### 総務省「児童虐待の防止等に関する政策評価書」（27～28p）

##### (イ) 小・中学校における取組

###### a 小・中学校における通告等の状況

文部科学省は、「学校等における児童虐待の防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日18初児生第11号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、都道府県教育委員会等に対し、小・中学校において児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことなどを求めている。

児童相談所及び市町村における虐待対応件数のうち、被虐待児童が学齢期であるものの件数は、平成19年度の4万4,794件から21年度は4万9,612件に、学校からの通告件数も19年度の1万2,102件から21年度は1万3,244件に増加している。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったも

のが、調査した 42 小・中学校のうち 6 小・中学校において 15 事例みられた。また、調査した 42 小・中学校が平成 19 年度から 21 年度までに通告した 209 件のうち、詳細を把握した児童虐待事例（75 事例）中、速やかな通告がなされていると考えられるものは 68 事例（90.7 %、40 小・中学校）にとどまっており、残る 7 事例（9.3 %、6 小・中学校）は、小・中学校が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）を要しているものであった。通告しなかった又は通告までに長期間を要した理由について、当該小・中学校では、前述 (7) の保育所と同様の理由を挙げている。

また、当省の意識等調査結果では、小・中学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村に相談、情報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗がないと感じる」と回答している小・中学校担当者は 71.7 %にとどまっている。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は、生徒の虐待が疑われながら、学校が児童相談所等に通告していなかった事例が発生したことを受け、平成 22 年 8 月に、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）」（平成 22 年 8 月 13 日 22 初児生第 20 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出し、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等に通告しなければならないこと等について、改めて学校等への周知を要請している。

総務省の行政評価で、学校として虐待通告することにとまどいがあるとされていることから、総務省の評価結果を受けて、文科省は次ページ以下に掲載しているように、平成 24 年 3 月、森副大臣による通知を発出しています。

「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」



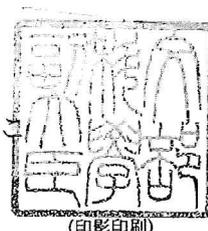
23文科初第1707号  
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学副大臣 森

ゆうこ



(印影印刷)

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること  
総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないことから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

## 2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）

「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要がないなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

## 3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであって、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

#### 4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

#### 5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

#### (本件連絡先)

文部科学省  
初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係  
電話番号 03-5253-4111 (内線3299)  
03-6734-3299 (直通)  
e-mail s-sidoul@mext.go.jp

\*注：上記通知における下線は、筆者によるものではありません。インターネットからダウンロードしたものが、すでにこのようになっていました。

## 子ども虐待対応の手引き

この手引きは、厚生労働省の通知として出されているもので、平成25年8月改定されました。おもには児童相談所、市町村等で活用することが想定されていますが、この中には関係機関との連携についてもページを割いて触れられています。

本通知の中から、学校等との関係について述べている部分を抜粋して紹介します。虐待通告をめぐって連携する児童相談所等が、学校等に何を期待しているのかといった点についても、理解を深めていただければ幸いです。

### 5 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携（手引き233～236p）

#### (1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市区町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校(幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。)は、子どもの虐待の予防、発見、対応において重要な役割を發揮している。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全を保障する上で、特に大きな役割を担っている。同時に家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義も大きい。

#### (2) 保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

##### ① 発見通告時の現場のとまどい

子どもの虐待は、多くの場合、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見される。

しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を直接見ることはほとんどないため、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いが生じる。しかしながら、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待される」ところである」(平成16年8月13日 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について)とされているように、虐待が疑われる場合には通告する義務があることを繰り返し周知していくことが重要である。

(中略)

##### ② 通告の仕方

子どもが所属している現場から通告するに当たっては、

ア. 「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。

イ. クラス担任等の担当者の判断で通告してかまわないが、組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ないため、できるだけ組織として判断して通告する。

ウ. 受傷状況の写真をとっておく。(市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼

する。)

エ. 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

オ. 子どもから聴き取る際には誘導とならないように注意する。(子どもからの聴き取りには、オープンクエスチョン形式が適切である。)また、子どもを責めるような口調にならないように注意する。(性的虐待が疑われる場合の聴き取りは、第4章第10節を参照。)

なお、平成16年児童虐待防止法改正において、学校等の団体にも早期発見の努力義務が課せられたが、その趣旨は、「現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた」(「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について、平成16年8月13日付雇児発第0813002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)ものである。したがって、学校長等は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合には、積極的に受け止め、虐待と断定できなくとも、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識した対応が求められる。

### ③ 緊急保護と保護者への通告

虐待の通告の場合、生命・身体の危険性があり、通告と同時に子どもの身柄の保護が必要な場合がある。児童相談所や市区町村としては生命・身体の安全を最優先して判断を行う。一時保護については児童相談所長の権限でできるため、必要に応じ身柄を保護した上で対応を考えるべきである。

子どもを一時保護した後、児童相談所から保護者に対し、一時保護している旨の連絡を入れる。その場合、緊急一時保護の後、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」と言うことも考えられる。

学校等から保護者に対しては、子どもへの虐待が疑われる場合に学校等は通告する義務があること、一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないことを伝える。また、児童相談所は通告元を明かすことはできないことをはっきりと伝える。そして、「学校等に調査し、他からの情報と総合して、一時保護については児童相談所の責任において決定した」と責任を明確にしておく必要がある。

### ④ 措置(一時保護)解除後の受入れ

施設入所措置や一時保護から子どもが家庭に復帰し、所属集団に戻る場合がある。時には保育所入所等の地域の援助体制が組まれることを家庭復帰の条件にする場合もある。家庭復帰前には、所属集団に対して事前に復帰の方針を伝えると同時に、入所中の親子の様子を報告し、今後の連携の仕方について協議するため、個別ケース検討会議を開催するなど打合せが必要である。特に初めてその集団に入る場合などでは、緊急保護の時の連携の経験がないので、児童相談所側から説明に出向き、以後の連携の方法等を確認するなど、丁寧な対応が必要である。

子ども虐待は家族の構造的な問題から発生し、繰り返されることが多く、「虐待は再発する」ことを忘れずに、当分の間は注意深く経過を見ていく必要がある。状況が悪化した場合の連絡の方法や対応などについて関係機関間で確認しておくことが大切である。(以下略)

#### ⑤ 在宅援助中の連携(モニター)について

虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり自ら援助を求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってくる。

児童相談所等に定期的に通ったとしても月に数回程度であり、ほとんどの時間を地域で過ごす。児童相談所は距離的にも遠い場合が多く、日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校等の役割はきわめて重要である。そこで、市区町村や児童相談所は、以下のような援助を行い、連携を強める必要がある。

ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ

イ. 事例に応じ数か月ごとに要保護児童対策地域協議会を活用した個別ケース検討会議の開催

ウ. 何かあれば、市区町村や児童相談所が対応するという姿勢

エ. モニターを任された機関や人の不安な心理に対する理解

#### ⑥ 学校等からの出欠状況の定期的な連絡

子どもの虐待が疑われ、関係機関が関与しながら死亡に至ってしまった事例で、学校等と市区町村、児童相談所の連携が十分に機能しなかったことが問題点として指摘されたことから、文部科学省、厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、平成22年3月24日に教育委員会や学校等の関係機関に示した。この指針に基づく学校等からの情報提供について、定期的な情報提供の対象とする幼児児童生徒、頻度・内容、依頼の手続等を各自治体で定める必要がある。

#### <お知らせ>

子どもの虹情報研修センターでは、児童虐待にかかわるさまざまな研修を企画、実施していますが、その中の一つに「**教育機関・児童相談所職員合同研修**」があります。平成26年度は、8月5・6日、2日間の研修実施を検討していますので、関心のある方は、是非ともご参加ください。なお、定員があります。詳細はセンターホームページでご確認ください。